

○令和6年度介護報酬改定等に係る介護給付費算定に係る体制届の提出期限

届出内容	提出期限
令和6年4月1日からの体制変更届 (区分変更・新規算定)	令和6年4月15日 ※体制等に関する届出書の日付は <u>「令和6年4月1日」</u> としてください。
令和6年5月1日からの体制変更届 (区分変更・新規算定)	令和6年4月15日 認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設は令和6年5月1日
令和6年6月1日からの体制変更届 (区分変更・新規算定) 例：一本化施行後の新加算「介護職員等処遇改善加算」	令和6年5月15日 認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設は令和6年6月1日
令和6年度処遇改善計画書	令和6年4月15日